

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年10月20日（平成29年（行個）諮問第165号）

答申日：平成29年12月21日（平成29年度（行個）答申第170号）

事件名：本人が提出した「保有個人情報利用停止請求書（特定日付け）」の写しの利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『保有個人情報利用停止請求書（特定日付け）』の写し」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成29年9月15日付け20170816統第2号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

処分庁による原処分の決定通知書に記されている「利用停止をしないこととした理由」が、審査請求人の認識と異なり全く理解ができないため、審査請求を行う。

（2）意見書

法により、諮問庁を含む各行政機関（の長）が求められている「保有個人情報の適切な管理のために必要な措置」については、法では基本的事項のみが定められているのみなので、諮問庁においては内規を定め、その内規を守ることを職員に求めることで、法が求める「保有個人情報の適切な管理」の実施を担保している。

その内規においても、当然のことながら「複写等の制限」が定められている。

一昨年8月に諮問庁に提出・受理された審査請求人の利用停止請求書の原本（紙媒体）は、受理された時点で、諮問庁が適切に管理すべき「保有個人情報に該当する行政文書」であり、この「複写等の制限」が守られるべきであることはいうまでもない。

鉱工業動態統計室の担当者の説明によれば、諮問庁が審査請求人からの開示請求に利用した複写は、「利用停止請求の電子決済のために原本をPDF（電子媒体）として読み取った」とのことだったので、当初読み取った行為自体は「利用停止請求の事務手続」として容認できるものとして受け止めているが、審査請求人の自宅に送られてきた紙媒体こそが原本であることを諮問庁として認めたのであれば、当該紙媒体の原本は、諮問庁の内規で定める最低限の管理・保管方法である「諮問庁内のロッカー等」で、最低限、保管されていないければ、法が各行政機関に求めている「適切な管理」に違反しているということになる。

ましてや、上記の「原本」が、それが原本であるかどうかも含めて何ら明らかにすることなく、審査請求人の自宅に送付されてきてからもうじき2年となるが、審査請求人からの再三の回収要請に対しても未だ何らの応答もなく審査請求人の自宅に放置したままであるという違法な「不作為」に加えて、6回目の同原本の写しに係る開示請求に対して、電子決済という事務手続のためのはずだった複写（PDF）を、審査請求人への開示に利用していること自体が、明白な目的外利用であり、論外だと断じたいと思う。

諮問庁に対しては、法及び諮問庁の内規に則り、可及的速やかに、審査請求人の自宅に放置したままの諮問庁が適切に管理して然るべきはずの原本を回収し、回収しないまま放置しているという不作為により継続している違法状態の解消を、今後も、粘り強く、妥協することなく、何回でも、求め続けていくつもりである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

審査請求人が行った「『保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）』（20170605統第1号）により開示された文書」についての保有個人情報の利用停止請求に対し、処分庁は、保有個人情報の利用停止をしない旨の原処分を行った。

2 本件対象保有個人情報

本件利用停止請求において特定される本件対象保有個人情報は、次の開示文書である。

「保有個人情報利用停止請求書（特定日付け）」の写し

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件利用停止請求を受け、「利用停止請求のあった保有個人情報は、法に基づき請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書（以下「別件利用停止請求書」という。）の写しであり、保有個人情報の利用停止請求に関係する事務に利用することを目的としている。当該保有個人情報については、適法に取得されたものであること、法3条2項の規定に違

反して保有されているときに該当しないこと、法8条1項及び2項の規定に違反して利用されているときに該当しないことから、法36条1項1号のいずれの要件にも該当しないため、利用停止をしないこととした」旨の原処分を行った。

4 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、原処分の決定内容の理由が審査請求人の認識と異なり全く理解ができない旨の主張をして、原処分を取消し、本件対象保有個人情報の利用停止を求めているので、以下、原処分の妥当性について検討する。

利用停止請求のあった本件対象保有個人情報は、別件利用停止請求書の写しであり、保有個人情報の利用停止請求に係る事務に利用することを自的としている。当該保有個人情報については、適法に取得されたものであること、法3条2項の規定に違反して保有されているときに該当しないこと、法8条1項及び2項の規定に違反して利用されているときに該当しないことから、法36条1項1号のいずれの要件にも該当しない。

したがって、処分庁の原処分は妥当である。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく原処分の正当性を覆すものではない。したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成29年10月20日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月21日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年12月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、「保有個人情報利用停止請求書（特定日付け）」の写し（本件文書）に記録された本人に係る保有個人情報（本件対象保有個人情報）の利用停止を求めるものである。

諮問庁は、法36条1項1号に該当しないとして利用不停止とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定に

違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

また、法38条は、行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない旨規定している。

以下、各条文に則して検討する。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 適法な取得（法36条1項1号）との関係

ア 本件対象保有個人情報の取得の経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件対象保有個人情報は、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報であり、本件文書は、別件利用停止請求書の原本を、補正のため処分庁から審査請求人に返戻する以前に、同別件利用停止請求への対応に係る事務に利用する目的で、スキャナで読み込み作成したPDF形式の電磁的記録であって、経済産業省としては適法に取得したものである。

イ 諮問庁から本件文書の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報の内容は諮問庁の上記説明のとおりであり、本件文書は適法に取得したものであるという経済産業省の説明は首肯することができ、これを覆すべき事情も認められないことから、本件対象保有個人情報は、経済産業省により適法に取得されたものと認められる。

(2) 保有の制限等（法3条2項）との関係

ア 法3条2項は、行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない旨規定しているところ、本件対象保有個人情報の利用目的及び保有の状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 本件文書は、上記(1)アの別件利用停止請求への対応に係る事務手続において利用する目的で取得したものである。

(イ) 当該事務手続は平成28年7月に終了したが、当該事務手続に係る文書は経済産業省行政文書管理規則（以下「規則」という。）に基づき保存期間が10年とされていることから、本件利用停止請求時においてもなお本件文書を保有しているものであり、経済産業省としては、同別件利用停止請求への対応に係る事務手続という利用目的の達成に必要な範囲内でのみ、本件対象保有個人情報を保有している。

イ 諮問庁から規則の提示を受けて確認したところ、その内容は上記ア（イ）の諮問庁の説明のとおりであり、また、本件文書の取得の経緯に係る諮問庁の上記（１）アの説明を踏まえると、本件文書の取得後、別件利用停止請求への対応に係る事務手続という利用目的の達成に必要な範囲内でのみ本件文書を保有している旨の諮問庁の上記アの説明は首肯することができ、これを覆すべき事情も認められないことから、経済産業省により、本件対象保有個人情報法が法３条２項の規定に違反して保有されているとは認められない。

（３）利用及び提供の制限（法８条）との関係

ア 法８条１項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条２項は、同条１項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる（各号略）旨規定している。

イ 本件対象保有個人情報の利用及び提供の状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報に対する開示請求については、法に基づき適切に対応しており、また、上記（１）アの別件利用停止請求への対応に係る事務手続という利用目的以外の目的のために利用又は提供した事実はないとの説明があった。

ウ 本件文書の取得の経緯に係る諮問庁の上記（１）アの説明を踏まえると、本件文書の取得後、別件利用停止請求への対応に係る事務手続という利用目的以外の目的のために本件文書を利用又は提供した事実はないという諮問庁の上記イの説明は首肯することができ、これを覆すべき事情も認められないことから、経済産業省により、本件対象保有個人情報法が法８条１項に違反して利用目的以外の目的のために利用、提供されているとは認められず、また、もとより同省による本件対象保有個人情報の取扱いが同条２項に違反するものとも認められない。

（４）本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

以上によれば、本件対象保有個人情報の利用停止請求については、法３８条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないと認められる。

４ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５ 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不

停止とした決定については、法 38 条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久